

農地法第5条第1項の規定による許可書

1 申請者の氏名及び住所	当事者の別	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	住所又は主たる事務所の所在地		
	譲渡人(貸人)	高畑 裕子	高松市牟礼町牟礼2409番地1		
	譲受人(借人)	株式会社フソウリブテック 代表取締役 辻井 憲治	高松市郷東町216番地		
2 許可を受けようとする土地の所在等	所在	地番	面積		備考
			田	畑	
	高松市牟礼町牟礼	1980-1	1,017.00		
	以下余白				
	計	1,017.00㎡ (田	1,017.00㎡	畑	0.00㎡)

指令欄

高農委第51(10)6号

上記の土地の所有権を移転し、宅地分譲(3区画)
用地に供する件は、農地法第5条第1項の規定により許可します。

許可条件

- 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- 許可に係る工事が完了したときは、次のA又はBのうち指示する項目の処理を行うこと。
A 農業委員会に遅滞なく工事完了届を提出すること。
B 農業委員会の工事完了証明書の発行を受けて、地目変更登記に添付しなければならない。
ただし、都市計画法第36条第2項に規定する検査済証、同条第3項の規定による工事の完了の公告が行われたことを証する書面又は租税特別措置法第28条の4第3項若しくは第63条第3項の規定による証明書を添付して地目変更登記を行った場合は、許可に係る工事の完了後遅滞なく工事完了届を農業委員会に提出すること。
- 許可を受けた者は、許可を受けた土地に農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

[注意事項]

- 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。
- 事業計画の変更を行う場合は、事前に農業委員会会長の承認を受けること。
- 土地の造成工事を行う場合は、県外で発生した建設残土及び浚渫土砂を搬入しないこと。

令和4年11月16日

高松市農業委員会会長 三笠 輝彦

印

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、農業委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)正副2通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高松市を被告として(訴訟において高松市を代表する者は高松市農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

農地法第5条第1項の規定による許可書

1 申請者の氏名及び住所	当事者の別	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	住所又は主たる事務所の所在地		
	譲渡人(貸人)	高畑 裕子	高松市牟礼町牟礼2 4 0 9番地1		
	譲受人(借人)	株式会社フソウリブテック 代表取締役 辻井 憲治	高松市郷東町2 1 6番地		
2 許可を受けようとする土地の所在等	所在	地番	面積		備考
			田	畑	
	高松市牟礼町牟礼	1969-3	90.00		
	以下余白				
	計	90.00㎡ (田 90.00㎡ 畑 0.00㎡)			

指令欄

高農委第51(10)4号

上記の土地の所有権を移転し、露天貸駐車場
用地に供する件は、農地法第5条第1項の規定により許可します。

許可条件

- 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- 許可に係る工事が完了したときは、次のA又はBのうち指示する項目の処理を行うこと。
A 農業委員会に遅滞なく工事完了届を提出すること。
B 農業委員会の工事完了証明書の発行を受けて、地目変更登記に添付しなければならない。
ただし、都市計画法第36条第2項に規定する検査済証、同条第3項の規定による工事の完了の公告が行われたことを証する書面又は租税特別措置法第28条の4第3項若しくは第63条第3項の規定による証明書を添付して地目変更登記を行った場合は、許可に係る工事の完了後遅滞なく工事完了届を農業委員会に提出すること。
- 許可を受けた者は、許可を受けた土地に農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

[注意事項]

- 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。
- 事業計画の変更を行う場合は、事前に農業委員会会長の承認を受けること。
- 土地の造成工事を行う場合は、県外で発生した建設残土及び浚渫土砂を搬入しないこと。

令和4年11月15日

高松市農業委員会会長 三笠 輝彦

印

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、農業委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)正副2通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高松市を被告として(訴訟において高松市を代表する者は高松市農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。